

平成 28 年度 神奈川県立大楠高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立大楠高等学校は、事故・不祥事の未然防止を目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 作成の方針

- (1) 「不祥事ゼロ運動」の趣旨を踏まえ、職員一人ひとりが不祥事防止の取組を確認して自主的、主体的に取り組む。
- (2) 県民の要請と期待に応えるべく、コンプライアンスという観点から課題を抽出して取り組む。
- (3) 前年度の取組の検証結果に基づいて、本校の課題を整理し、継続的に実施、検証を行う。

2 実施について

- (1) 全教職員は、プログラム実行の主体として、事故・不祥事の未然防止に努める。
- (2) 大楠高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長・総括教諭がこれを補佐する。
- (3) 事故防止会議が、プログラムの策定・実行・検証等具体的業務の中核となる。
- (4) プログラム及び検証は、学校評議員会・PTA運営委員会に提示し、助言を受ける。
- (5) プログラム及び最終検証は、学校ホームページに掲載する。

3 目標の設定及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上

- ア 目 標 公務員・社会人としての自覚について、基本に立ち返った行動の徹底を図る。勤務時間外の行動においても公務員の自覚を常に持ち、信用失墜行為を未然に防止する。
- イ 行動計画 啓発資料等を活用して、職員会議で事故防止の意識啓発を行う。また、教育公務員の不祥事に関する新聞記事等を取り上げ、朝の打ち合わせや職員会議にて公務外非行防止の意識啓発を行う。
- ・「職員行動指針」の徹底を図る。
 - ・「一人ひとりが県の顔～より良い県民対応のために～」の再認識を図る。
 - ・あいさつ運動の再認識を図る。

(2) わいせつ、セクハラ行為の防止

- ア 目 標 人権感覚を磨き、セクシュアルハラスメント等を未然に防止する。
- イ 行動計画
- ・携帯電話、電子メール、SNS等コミュニケーション手段のルールに基づく適正な利用を徹底する。
 - ・教科準備室等の適切な利用を徹底する。
 - ・児童・生徒のセクハラに対する意識の啓発、相談体制を周知する。

(3) 体罰、不適切な指導の防止

- ア 目 標 「体罰防止ガイドライン」に基づき、生徒指導における体罰、不適切指導

を未然に防止する。

- イ 行動計画
 - ・外部講師による所属職員全員を対象とした職場研修を実施する。
 - ・会議にて不適切指導防止の意識啓発を行い、体罰によらない指導の徹底を図る。
 - ・部活動においては顧問等による相互チェックの体制を整備する。

(4) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止

- ア 目標 定期テスト、成績処理に関する事故防止及び生徒指導要録作成、調査書発行に関する事故を防止する。
- イ 行動計画
 - ・マニュアルや点検体制が、適切に機能するよう確認する。
 - ・昨年度の反省をもとに、出席簿等の定期的な点検を行う。
 - ・学事開発グループによる所属職員全員対象の研修会を実施するとともに、7月、12月及び3月に、成績処理一斉点検を実施する。

(5) 会計事務等の適正執行

- ア 目標 会計業務の不適切な処理を未然に防止する。
- イ 行動計画
 - ・県費、私費会計基準を遵守した私費会計事務処理の徹底を図る。
 - ・定期的に県費、私費会計の執行状況を確認する。
 - ・本年度内に1度、備品の現物照合を行う。

(6) 業務執行体制（情報の共有、相互チェック体制、業務協力体制）

- ア 目標 教職員間のコミュニケーションを密にし、事故・不祥事につながる可能性のある事象について、お互いに問題点を指摘し合える職場環境づくりを目指す。
- イ 行動計画 書類作成等では点検マニュアルにより複数で確認する。事故・不祥事が発生した場合には、すみやかに管理職に報告し、適正な対応をはかる。

4 検証

(1) 第1回検証

上記3に規定する行動計画について、平成28年10月中旬までに実施状況を確認する。

平成28年12月中旬までに、必要な修正および補完措置を講ずる。

(2) 第2回検証

上記3に規定する行動計画について、平成29年2月初旬までに実施状況を確認し、平成29年2月中旬に、必要な修正または補完措置を講ずる。

(3) 最終検証

上記3に規定する行動計画について、平成29年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての評価を行う。その結果を分析整理した課題を、平成29年度における大楠高等学校不祥事ゼロプログラムに反映させる。

5 検証結果

上記4(3)最終検証を踏まえ「検証結果」を取りまとめのうえ、ホームページに掲載する。